



# 介護保険を適用して 要介護者の通院送迎をする際は **身体介護 または 通院等乗降介助** を適用して行います

この場合、道路運送法に定めている  
次の交通機関を利用しなければなりません

1. 乗合バス（路線バス）



2. 電車

3. タクシー（いわゆる一般のタクシー）

4. （訪問介護事業所による）（一般または福祉限定許可の）タクシー〔4条許可〕

5. （訪問介護事業所による）（タクシーに付随して行う）ヘルパーによる有償運送〔78条許可〕

6. （非営利組織の訪問介護事業所による）福祉有償運送〔79条登録〕

7. （訪問介護事業所による）特定旅客自動車運送〔43条許可〕

※ 通院等乗降介助については、4～7に限定



訪問介護事業所や住宅型有料老人ホームなどで、『身体介護』や『通院等乗降介助』を適用して通院送迎する場合は、上記の道路運送法に定めている交通機関を利用しなければなりません。特に上記4～7による交通手段で通院送迎をする場合は、道路運送法に定められた『許可または登録』の手続きをしていかなければなりません。  
事業所が所有している自動車に、対象となる要介護者を乗せ、『許可又は登録』をせずに【通院送迎を運賃無料で行った場合】は、介護報酬の対象とはみなされません。また、万一交通事故を起こした際には、自動車保険の支払い対象外とされるケースもありますので、注意が必要です。

裏面の関係資料をお読みになり、所定の手続きをお済ませの上で、利用者と職員が、安全で安心できる通院送迎をしていただきますようお願いいたします。

グループホームや小規模多機能型居宅介護等で、施設が所有する自動車に利用者を乗せ、通院や買い物のために運賃を徴収して有料で送迎する場合も、タクシー許可または福祉有償運送の登録が必要です。

有償運送の詳細について、運転するヘルパー等の認定講習についてのお問い合わせは  
**青森県移送サービスネットワーク（TEL 017-761-2560）**へどうぞ

## 介護輸送に係る法的取扱いについて

平成 18 年 9 月  
国土交通省自動車交通局旅客課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

介護輸送に係る法的取扱いについては、平成16年3月に整理し、運用してきたところであるが、今般、道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号。以下「改正法」という。)が本年10月1日から施行されることに伴い、新たに以下の通り整理することとした。

### 1. 訪問介護について

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条又は第43条の事業許可(一般又は特定)によることを原則とする。
- ② NPO法人その他道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。
- ④ 訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めることとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

なお、障害者(児)福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記①～④の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

### 2. 施設介護について

施設介護事業者(デイサービス、ショートステイの事業者を含む。)が行う要介護者等の送迎輸送については、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

また、障害者自立支援法の改正により、デイサービス事業の廃止や短期入所事業の送迎加算が廃止されたことに伴う障害福祉サービス事業者等に係る送迎輸送の取扱いについては、引き続き検討することとする。この場合において、当該送迎輸送に対して市町村が従来の送迎加算の範囲内の額(利用者負担分を含む。)を給付する場合には、当分の間、「自家輸送」として取り扱うこととし、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

### [青森県 平成27年度介護サービス事業者等集団指導(平成28年3月実施) 資料3]

#### 4 有料老人ホーム等が無料で提供する送迎サービスを利用して通院介助等の身体介護サービスを提供する場合の取扱いについて

有料老人ホーム等が入居者に対し無料で提供している送迎サービスにおいて、送迎車両に訪問介護事業所のヘルパーが同乗して通院介助等による身体介護サービスを提供する場合については、有料老人ホーム等の開設者と訪問介護事業所の開設者が同一か否かは関係なく、当該有料老人ホーム等において道路運送法上の許可又は登録を受ける必要があります。

道路運送法に抵触した状況に基づき提供された介護サービスについては、介護報酬の対象外として取扱われる可能性もありますので、このようなサービスを利用して訪問介護サービスを提供している訪問介護事業所及び当該サービス提供に係るケアプランを作成している居宅介護支援事業所におかれでは、あらためて当該有料老人ホーム等に対し道路運送法の許可等の有無についてご確認いただく等、適正なサービスの実施に努めていただけます。

(青森県移送サービスネットワーク H28.6.1)

# 車両を使用した 福祉/介護輸送 8パターン

## 1. 無償運送

許可・登録不要

利用者負担なし、または、ガソリン代等の実費程度を負担してもらう送迎。有償の運送に該当しないため、道路運送法等の規制を受けない。

## 2. 自家輸送

許可・登録不要

主となるサービスに付随して利用者から運送の対価を得ずに行う送迎。有償の運送に該当しないため、道路運送法等の規制を受けない。デイサービスでの利用者の送迎等が該当する。

## 3. 市町村福祉輸送

79条登録

要・認定講習修了

自家用・乗用車

地域公共交通会議

その市町村に居住する介助が必要な高齢者や障害者に対して、市町村が自ら運営して行う送迎。道路運送法79条による登録をして行う。社協等に委託する場合もある。

## 4. 福祉有償運送

79条登録

要・認定講習修了

自家用・乗用車

運営協議会

営利に至らない範囲で対価を受けて行う送迎。NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が、道路運送法79条による登録をして行う。利用者は、障害のある人や要介護(要支援)認定者のうち、自力での移動が困難な人とその付添人。

また運送団体が訪問介護事業所の指定を受けていれば介護保険が適用される送迎や障害者総合支援法制度に基づく送迎も可能。

※ 非営利法人とは—NPO法人・社会福祉法人・社団法人・財団法人・農業協同組合・消費生活協同組合・医療法人・商工会議所・商工会・認可地縁団体(町内会)のこと

## 5. 福祉車両のタクシー

4条許可(限定なし)

2種免許必要

事業用車両

一般タクシー事業者(普通のタクシー会社のこと)が所有している福祉車両を用いて行うタクシー業務。料金メーターを設置している場合が多い。

## 6. 福祉タクシー限定許可

4条許可(福祉限定)

2種免許必要

事業用車両

障害のある人や要介護(要支援)認定者のうち自力での移動が困難な人、一時的なケガや病気の人に限定して行うタクシー事業。付き添いであれば健常者も乗車可。介護保険を使わない送迎ももちろん可。福祉限定のタクシー事業許可[一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)]を得て行う。営業ナンバー車両1台と2種免許所持者1名で開業できる。

※ 株式会社・有限会社・合同/合資/合名会社等の営利法人の他、非営利法人も行うことができる。

## 7. 特定旅客自動車運送事業

43条許可

2種免許必要

事業用車両

特定の利用者を特定の場所へのみ送迎できる運送事業。一度に複数の利用者を送迎できる。介護保険や障害者総合支援法制度を適用した送迎しかできない。

## 8. 訪問介護員等による有償運送

78条許可

要・認定講習修了

自家用・乗用/貨物車

介護保険のケアプランに基づいて、「通院等乗降介助」や「身体介護(通院介助)」を適用して行う送迎。また、障害者総合支援法制度に基づいて利用する障害者の送迎も対象となる。

道路運送法78条による許可を得て行う。訪問介護員、介護福祉士、居宅介護従業者の有資格者でかつ認定講習修了者でなければ携われない。2年間有効の許可証が個人に交付される。

許可申請できるのはその訪問介護員等が所属している訪問介護事業所であり、かつその事業所がタクシー事業許可(上記5・6・7)を得ていることが条件となる。

※ 認定講習を修了しても、78条許可を取得しなければ有償運送はできない。

※ 青森県では、保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を有する者については、当該資格をもつて訪問介護員とみなすこととしている(青森県高齢福祉保険課)。